

質問者 様

結城市総務部行革・デジタル推進課

結城市ネーミングライツパートナー募集に係る質問書に対する回答(その2)

<p>質問1</p>	<p>結城市鹿窪運動公園について、(かなくぼ総合体育館、野球場、テニスコート、サッカー場)この4場のみについての募集ですか？</p>
<p>回答1</p>	<p>結城市鹿窪運動公園について、パートナーメリットとして愛称を付することができる施設は、「かなくぼ総合体育館」、「野球場」、「テニスコート」、「サッカー場」の4施設のみとさせていただきます。</p> <p>同公園内には、他にも「ゲートボール場」や「武道館」等の施設もございますが、これらの施設に対し愛称を付することは考えておりません。</p> <p>ネーミングライツパートナーのPR効果等を鑑み、利用頻度の高い当該4施設に対し、愛称を付していただくことといたしました。</p>
<p>質問2</p>	<p>結城市鹿窪運動公園について(かなくぼ総合体育館、野球場、テニスコート、サッカー場)それぞれ単体ではなく総合で1件のネーミングライツという認識でよろしいでしょうか？</p>
<p>回答2</p>	<p>結城市鹿窪運動公園については、それぞれの施設単体ではなく、運動公園全体で1者のネーミングライツパートナーを募集しており、そのパートナーメリットとして、「かなくぼ総合体育館」、「野球場」、「テニスコート」、「サッカー場」の4施設に対し愛称を付することができます。</p> <p>運動公園内の施設ごとにネーミングライツパートナーが異なる場合、PR効果が限定されることや、利用者の混乱を招く可能性が考えられるためです。</p> <p>なお、愛称の条件としましては、「かなくぼ総合体育館」では、「〇〇〇スポーツセンター」や「〇〇〇アリーナ」、「野球場」では、「〇〇〇スタジアム」や「〇〇〇ボールパーク」など各施設をイメージできる愛称を、ご提案していただければと思います。</p> <p>・結城市役所をネーミングライツパートナーと仮定した場合の市広報などにおけるサッカー場の記載の一例：  「結城市鹿窪運動公園結城市役所グリーンフィールド」</p>